

舞踊専門委員会（トップレベルの舞台芸術創造事業）審査基準

〈年間活動支援型〉

- ア 今後の活動方針及び活動計画に高度な企画性、創造性及び発展性又は基礎となるべき伝統性が認められること
- イ 相当程度の規模と水準を有する構成員を擁し、相当規模以上の公演活動等を継続的に実施しうる芸術団体であること

〈公演単位支援型、年間活動支援型共通〉

① 団体に対する評価

- ア 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること
- イ 芸術団体の運営及び組織の財務・会計が適正かつ透明であること（公認会計士、税理士等から外部監査を受ける体制であること）
- ウ 芸術団体が普及、教育など様々な面において社会に波及効果を及ぼすことが期待できるものであること

② 公演計画に対する評価

- ア 我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待できる公演計画であること
- イ 公演の趣旨、目的等が明確であり、かつ企画内容が優れていること
- ウ 当該公演が過去の実績に照らして高い芸術水準において実現可能であること
- エ 新たな創造活動（新作、新演出、新振付等）や優れた作品の再演などレパートリーの充実を図る等の意欲的な公演計画であること
- オ 公演等の対象（観客等）が社会的に開かれたものであり、集客に努めていること
- カ 予算積算等が適切であること
- キ 助成の緊要度についても認められること